

市庁舎低層部の目的外使用許可の運用基準

制定 平成 31 年 12 月 27 日 総管第 1403 号（局長決裁）
最近改正 令和 2 年 9 月 25 日 総管第 1872 号（局長決裁）

1 趣旨

本基準は、市庁舎低層部に関して、横浜市庁舎管理規則(昭和 36 年 2 月横浜市規則第 4 号。以下「規則」という。)第 22 条及び横浜市役所アトリウム等使用要綱（令和元年 12 月 27 日 総管第 1702 号）に定めるところにより、目的外使用の許可事務を運用するに当たって必要となる事項について定めるものとする。

2 用語の定義

本基準における用語の意義は、規則に定めるところによる。

3 目的外の使用許可の基準(規則第 22 条第 1 項関連)

市庁舎低層部の目的外使用許可に関して、「用途又は目的を妨げない限度」を超える使用とは、「市庁舎の公共性、公益性、中立性に反するおそれがある場合」又は「行政運営上支障が生ずるおそれがある場合」とし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 「市庁舎の公共性、公益性、中立性」に反するおそれ

次のいずれかの場合には、市庁舎の公共性、公益性、中立性に反するおそれがあるものとする。

ア 当該利用が市庁舎の使用として社会通念上不適当な場合

イ 特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して不当に支援することとなる場合

ウ 暴力団の活用を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる場合

エ アからウまでに定める場合のほか、使用させることにより市庁舎の公共性、公益性、中立性に反するおそれがある場合

(2) 「行政運営上支障が生ずる」おそれ

次のいずれかの場合には、行政運営上支障が生ずるおそれがあるものとする。

ア 市の事務事業において市が使用の予定があり、又はその可能性がある場合

イ 市の事務事業の遂行上必要な行事等のために、使用する予定があり、又はその可能性がある場合

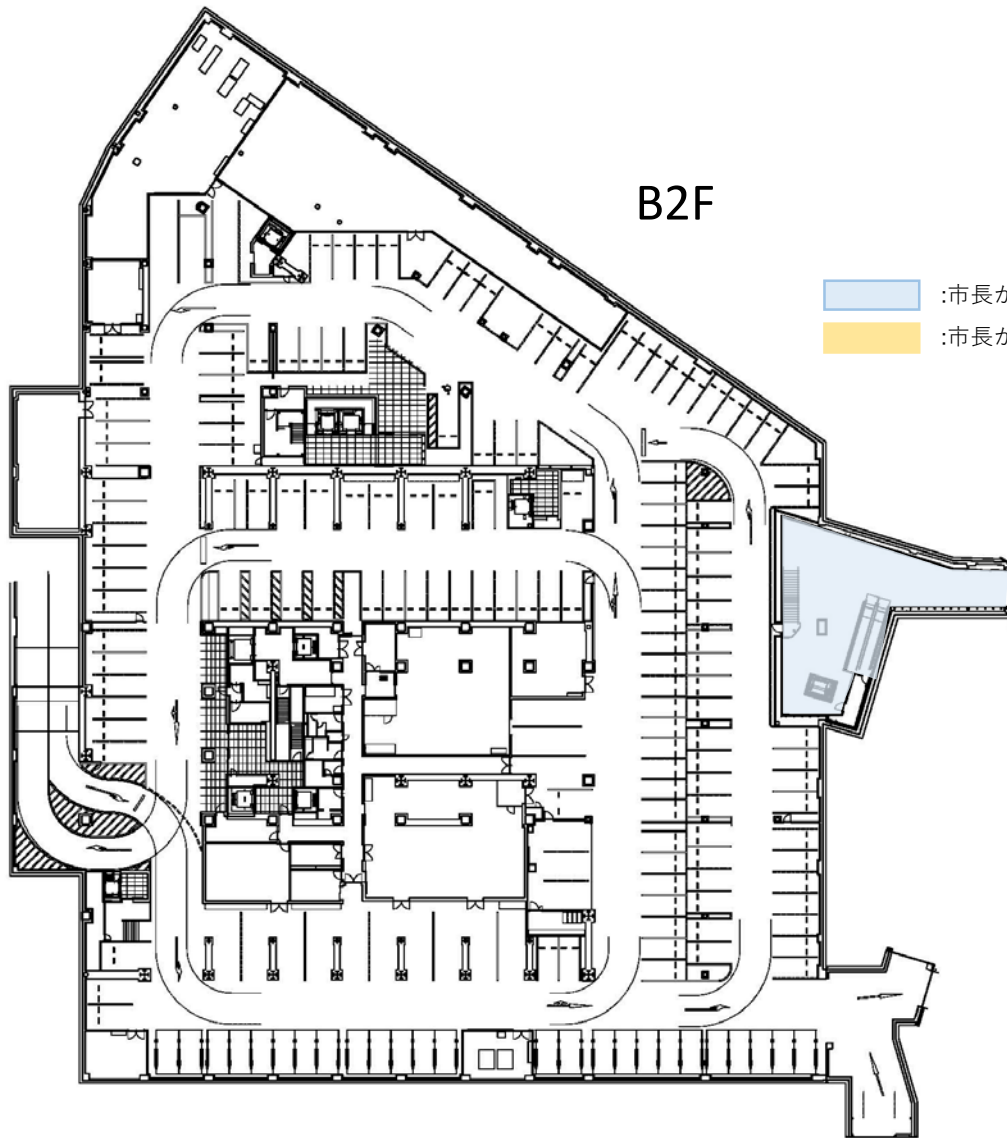
ウ ア又はイに定める場合のほか、行政運営上支障が生ずるおそれがあると認められる場合

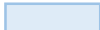

4 目的外使用料の算定(規則第 22 条第 2 項関連)

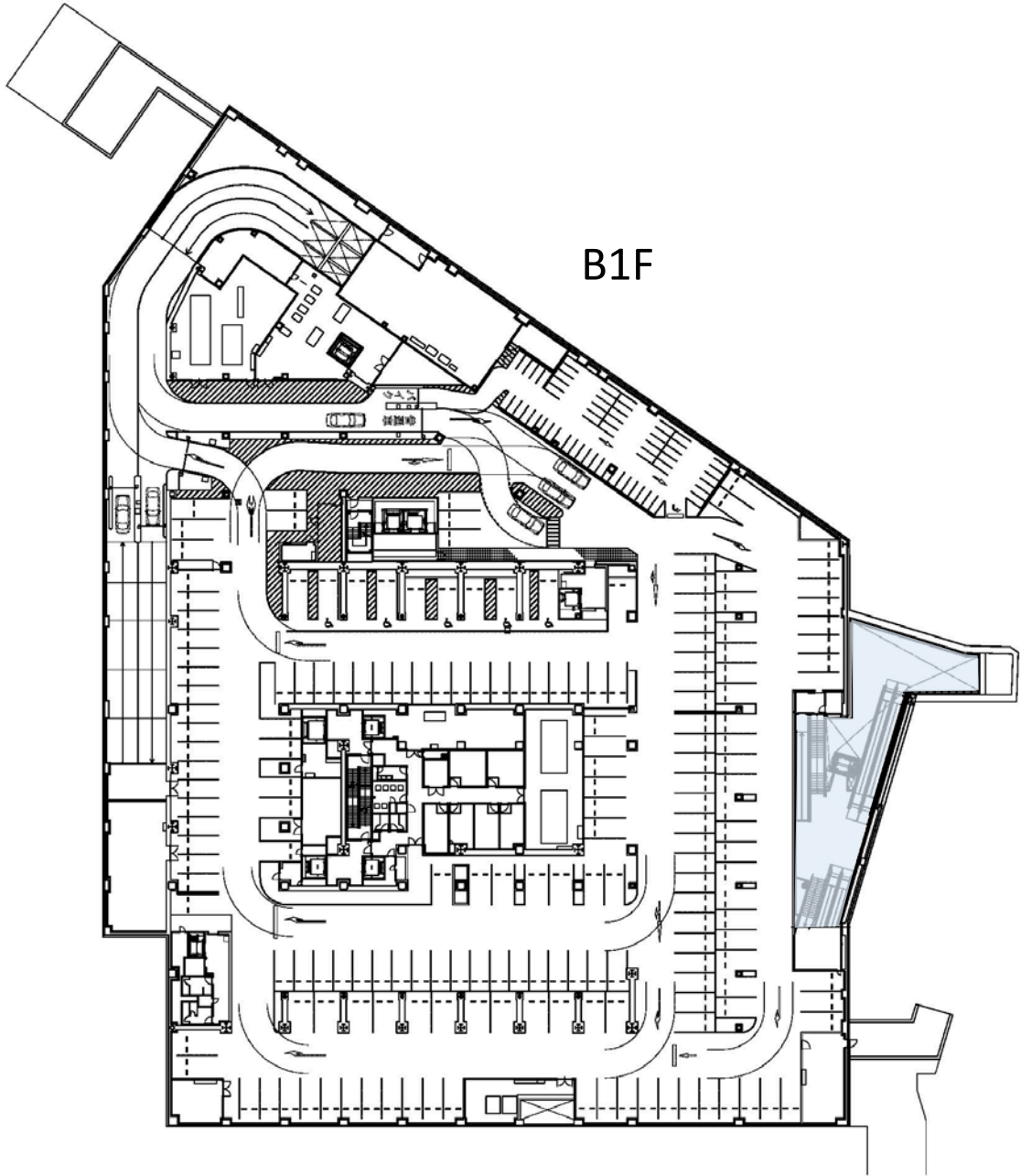
市庁舎低層部のうち、規則第 22 条第 2 項の市長が別に指定する部分は、別図のとおりとする。ただし、市庁舎低層部のうち、敷地の堅固な工作物等を一

定期間以上継続して設置する部分については、この限りでない。

B2F



-  :市長が指定する部分(建物)
-  :市長が指定する部分(敷地)



B1F

1F

水辺プラザ

水辺テラス

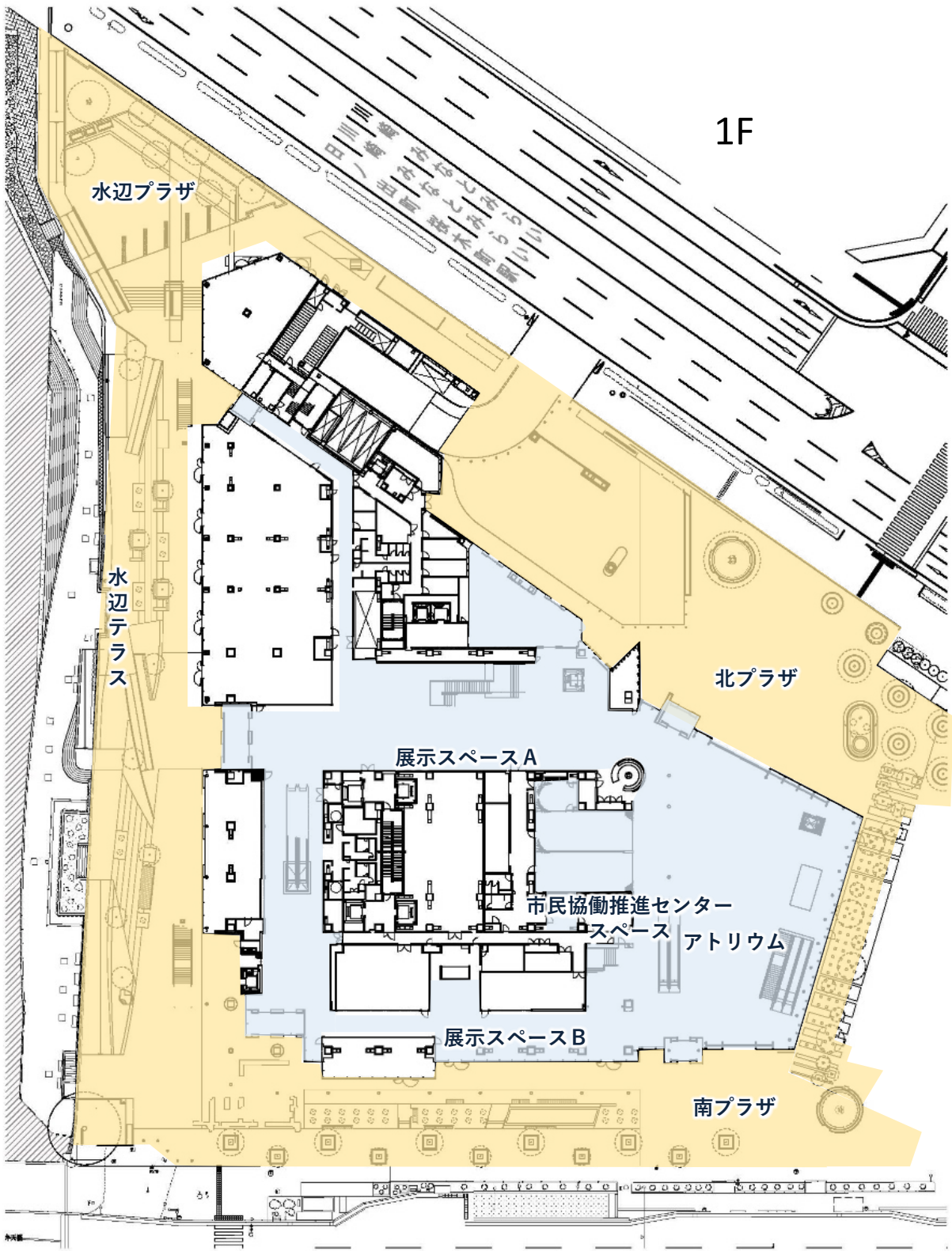
北プラザ

展示スペース A

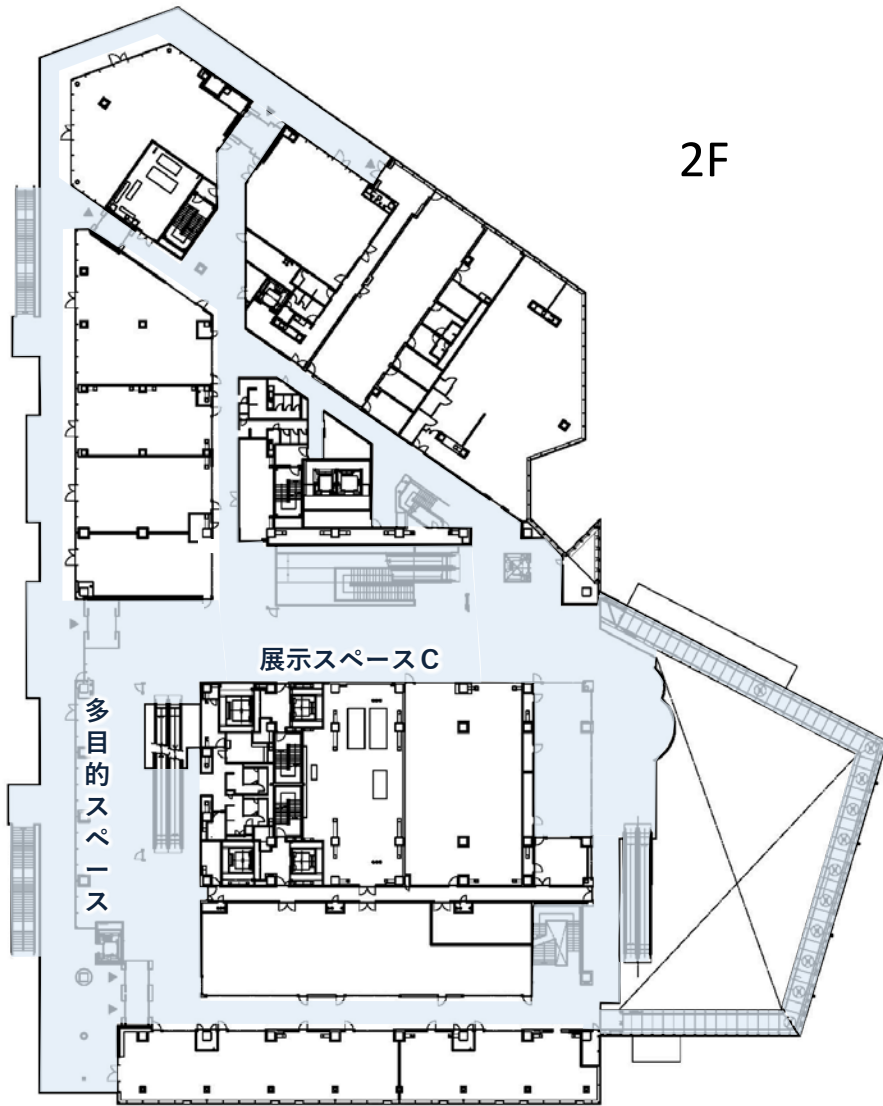
市民協働推進センター
スペース アトリウム

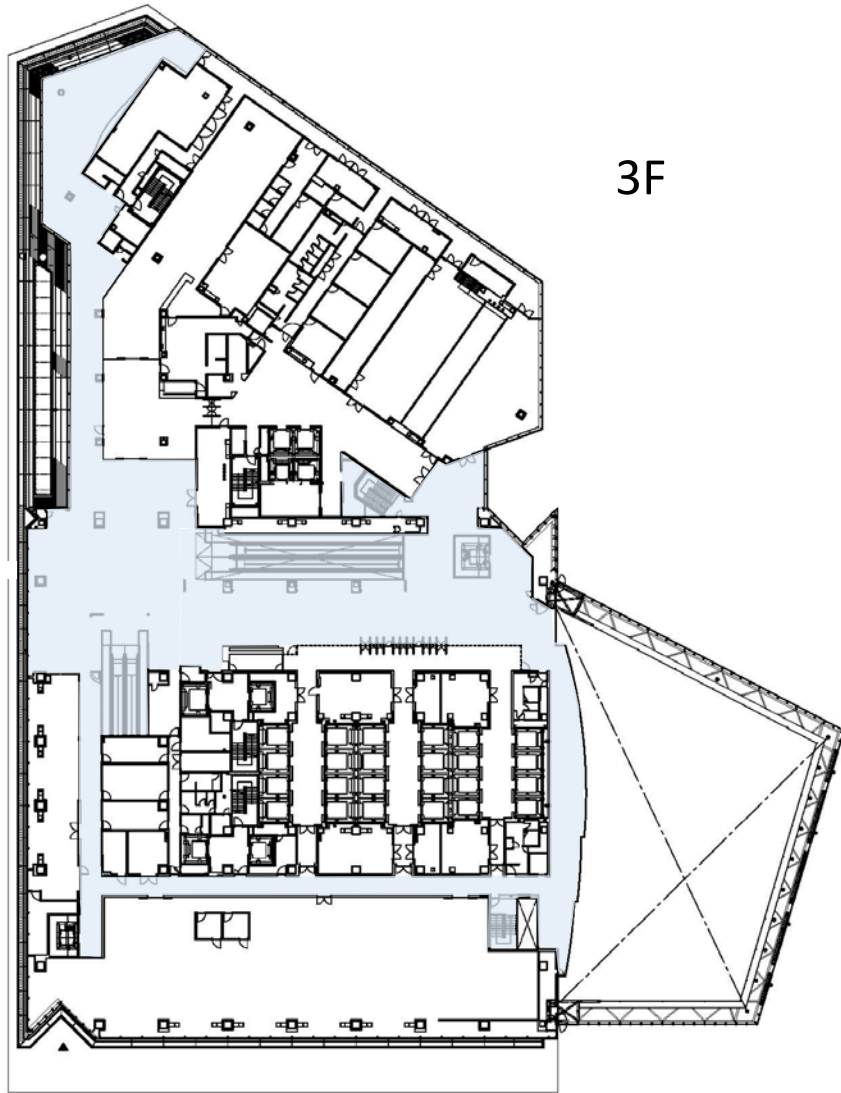
展示スペース B

南プラザ



2F





3F